

平成27年12月和水町議会定例会会議録

平成27年12月10日和水町議会第4回定例会を議場に招集された。

1. 平成27年12月10日午前10時00分招集

2. 平成27年12月10日午前10時00分開会

3. 平成27年12月10日午後0時26分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 生 山 敬 之	2 番 森 潤一郎	3 番 蒲 池 恭 一
4 番 豊 後 力	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 庄 山 忠 文
10 番 池 田 龍之介	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 荒 木 拓 馬	14 番 杉 本 和 彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	松 尾 裕 二	書 記	前 田 聡 子
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	高 木 洋一郎	総 合 支 所 長 兼農林振興課長	有 富 孝 一
会 計 管 理 者	隈 部 久美子	まちづくり推進課長	池 本 文 雄
税務住民課長	山 下 仁	健康福祉課長	今 村 裕 司
商工観光課長	坂 本 政 明	建 設 課 長	池 田 宝 生
学校教育課長	吉 田 収	社会教育課長	豊 後 正 弘
学校統合推進室長	樋 口 哲 男	住 民 課 長	石 原 民 也
農業委員会事務局長	石 原 忠 邦	町立病院事務部長	堤 一 徳
特別養護老人 ホーム施設長	坂 本 誠 司		

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 委員長報告 行政視察研修（議会運営委員会委員長）
- 日程第6 議案第67号 和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第68号 和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第69号 和水町税条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第70号 和水町下水道条例の一部改正について
- 日程第10 議案第71号 平成27年度和水町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第72号 平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第73号 平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第74号 平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第75号 平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第76号 平成27年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第77号 平成27年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第78号 平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第79号 平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第80号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）
- 日程第20 議案第81号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）
- 日程第21 議案第82号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）
- 日程第22 議案第83号 新町建設計画の変更について
- 日程第23 議案第84号 字の区域の変更について
- 日程第24 議案第85号 負担付き寄附の受け入れについて
- 日程第25 陳情等の常任委員会付託について

開会・開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。御着席ください。

ただいまから平成27年12月和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉本和彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により議長において、3番蒲池恭一君、4番豊後力君を指名します。

日程第２ 会期の決定

○議長（杉本和彰君） 日程第２、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの８日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの８日間に決定しました。

日程第３ 諸般の報告

○議長（杉本和彰君） 日程第３、諸般の報告を行います。

平成27年12月和水町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には、年末を控え、公私極めて御多忙なところ、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例４件、補正予算９件、その他６件の計19件であります。この諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう、切望してやまない次第であります。各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により町長以下教育委員会の説明者の出席を要請しております。

９月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の２第３項の規定に基づき、報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は別紙にてお手元に配付しておりますとおります。

以上で、諸般の報告を終わり開会の挨拶といたします。

日程第４ 行政報告

○議長（杉本和彰君） 日程第４、行政報告を行います。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 皆さん改めましておはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成27年度和水町議会定例会の12月定例議会の開催にあたり、ご挨拶並びに行政報告を申し上げます。

議員各位におかれましては、年末の御多忙な中を万障お繰り合わせの上、本定例会に御出席を賜りましたこと、誠に有り難く厚く御礼を申し上げます。暖冬とは申せ、12月を迎え、朝夕の寒気が身に染みる昨今ではありますが、年内納めの本定例会をそろってつつがなく開催できますことを議員各位とともに喜びといたしたいところでございます。９月定例会以降、大きな災害等もなくうちすぎておりましたけれども、突如フランスではＩＳイスラム国によると目される爆破テ

ロ事件が勃発し、多くの人命が失われると同時に国際的なテロ防止対策が喫緊の課題となっているところでございます。

また、T P Pの加盟国同意が成立し、今後各国で条約基準が進められることになりましたが、我が国では影響は懸念なし、または軽微との政府発表はありますものの、実際の中身の公開、検討はこれからでありまして、特に農産物、保険等への影響が懸念され、本町におきましても対応施策の策定・実施は急務であります。一方国内では、11月からマイナンバーの通知書発送が始まり、和水町でも各世帯にお届けできているかと思います。しかし、本町でも300通ほどの通知書未着が発生し、保管の上、対応にあたっておりますが、例えば、「私はいらないのに。」等々の問い合わせも相当数寄せられ、かなりの事務負担を招いている状況にございます。各地では通知書をめぐるとのトラブル、詐取まがいの事件等も発生しておりますが、町の個人情報管理はもとより、町民の皆様にも保管等には格別の留意をお願いしなくてはなりません。先の通常国会では、安保関連法案も成立し、消費税10%への引き上げに伴う軽減税率の適用、取扱いについても論議を呼んでおり、政情も混沌とした状況にございます。

他方、経済景気対策におきましては、地方創生に続き、アベノミクス第三の矢と言われる一億総活躍社会対策として、総額3.3兆円の補正予算計上が決定され、うち1.2兆円が一億総活躍関連補正とされております。一人当たり3万円の低所得高齢者臨時交付金もありますが、主な対策としては、保育施設整備、保育士の確保、介護施設の整備費、介護人材の確保、地方創生加速化の他に、別途T P P対応、災害復旧、防災・減災事業等を後押しするための枠取りとなっております。本町も地方版総合戦略の策定、先行型事業のまとめ上げ、新型事業の具体化とともに、一億総活躍具体策に向けましても、この1、2カ月が正念場となりますが、まちづくり推進課等が主軸となり、鋭意取り組んでいるところでございます。

9月定例会以降の行政、行事等の御報告を申し上げます。大きな恒例行事といたしましては、11月に開催いたしました第32回金栗四三翁マラソン大会と第31回山太郎祭でございます。金栗翁マラソン大会は、ゲストランナーにトヨタ自動車九州の森下広一監督、今井正人選手を招へいし1,450名のエントリーと多くの来場者にお集まりをいただき、ゲストランナーとの写真撮影など、例年になく光景と盛り上がりがございました。山太郎祭は、当日の温和な天候にも恵まれ、町内外の御来賓を始め、これまた予想以上の来場者にお集まりいただき、盛況を呈することができました。携わっていただいた多くの関係者の皆様に、改めての感謝を申し上げる次第でございます。また、町内4保育園の運動会、学童陸上記録会、菊水中、三加和中学校の文化祭、和水町小中学校音楽会と、教育関係行事も相次いで行われ、元気な子どもたちの活躍がございました。岡山国体では、一般女子バドミントンで菊水中、玉名女子高出身の廣田彩花選手が、団体優勝に輝く快挙もございました。

行政陳情関係では、玉名八女線、玉名立花線、和仁菊水線、国道443号線、安心安全の道づくり促進、菊池川改修、治水砂防事業の促進、簡易水道整備促進、国保の制度改善、全国町村長大会等々の、国、県、九州整備局への陳情、要望活動を行いました。本町におきましては、和水町道路整備促進協議会の後押しもいただいております。幹線道路、合併支援道路、菊池川河川改修等の整

備も徐々に進行はいたしておりますけれども、まだまだ極めて不十分な状況でありますので、今後さらに個別要望も活発に行いまして、整備促進を要請してまいりたいと思います。その他、区長会の研修、エコアくまもの落成式、年末特別警戒出発式、それから日光鬼怒川災害を参考に、菊池川流域の防災セミナーも開催されました。時間の関係もございますので、他につきましてはお手元の行政報告により、御確認をいただきたくお願いいたします。

今定例会におきましては、条例改正4議案、補正予算9議案、その他個別議案6議案の計19議案を上程させていただいております。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。本年もいよいよ押し迫ってまいりますが、先に申し上げましたとおり、地方創生にかかわる事業、一億総活躍社会にかかわる事業を中心に、27年度から28年度事業の具体化と実施に向けての重要な時期となります。今回上程の議案を始め、諸事案につきましても、議員各位並びに町民の皆様方の御理解、御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。最後に議員各位と、町民の皆様のますますの御健勝を祈念申し上げ、どうぞよき新年をお迎えくださりますよう、お祈りを申し上げまして、本定例会の行政報告、ご挨拶とさせていただきます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 委員長報告 行政視察研修（議会運営委員会委員長）

○議長（杉本和彰君） 日程第5、「行政視察研修報告について」議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長 小山 暁君

○議会運営委員長（小山 暁君） 改めまして、皆さんおはようございます。和水町議会運営委員会委員長の小山でございます。ただいまから平成27年度和水町議会行政視察研修報告を行います。和水町議会では、去る11月17日と18日の1泊2日の日程で、香川県小豆島町並びに島内の現地視察を行ってまいりましたが、今回の視察目的は400年の長い歴史と伝統に培われた、小豆島町の地場産業と、特産物振興の現状と合わせて、日本におけるオリーブ発祥の地として有名な小豆島町における住民と行政が一体となった、それこそ島あげて取り組んできた農業振興によるまちづくりの現状視察が主な目的でありました。小豆島町の沿革は平安時代初期から、南北朝時代までは、皇室の御領として伝領をされてきたといわれており、とにかく歴史は古く、細川、豊臣、徳川時代と続いた幕府の天領地として、支配されてきた由緒ある町であります。なお、平成の大合併により、平成18年3月21日に内海町と池田町の、2町合併により、小豆島町が誕生し、今日に至っております。小豆島町の人口は、本町よりも約5,000人多い1万5,820人で、面積が95.6km²の瀬戸内海に浮かぶ孤島で、小さな島で島内にある四つの天然の良港は、海上交通の拠点となっています。島の平均気温が16度前後で、降水量が1,100ミリ前後という温暖な瀬戸内海式気候で、オリーブの栽培に適しており、まさに日本でのオリーブ発祥の地であります。小豆島町にオリーブが根付いてから、すでに100周年を迎えていますが、現在ではオリーブをテーマにした文化観光ゾーン形成推進プロジェクトとして、島内いたるところでオリーブライフ実り輝くまちづくりをキャッチフレーズに、住民と行政がともに協力しながら、きらりとひかるまちづくりを目指して

頑張っている町であります。産業は古くから、第1次産業である農業と漁業を主産業として、発展してきた町ですが、昭和40年ごろから米、麦に代わって花卉や果樹を主体とした作物に転換し、その中でも特に花卉においては電照菊が主力となり、全国でも上位に入る生産地だったそうですが、全国的な生産過剰と、外国産の洋花の輸入自由化によって、大変厳しい農業経営が続いたため、近年は販売価格が比較的安定してるアスパラや、イチゴ栽培に移行しているとのことでした。そもそも地形上、耕作面積は少なく、小豆島町全体の農地面積は、1,098ヘクタールで山の間接地まで畑が広がっており、平均耕作面積は30アール程度ということでしたが、その中でも千枚棚のような棚田に、水稻栽培もありますが、それはあくまでも自家消費や、縁故米の販売が主となっており、現状は施設園芸が栽培作物の中心となっているとのことでした。話はまたオリーブに戻りますが、オリーブの歴史は古く、明治41年当時、農商務省、現在の農林水産省の働き掛けで、当時三重、鹿児島、小豆島でオリーブの試験栽培をした結果、小豆島だけが栽培に成功したと言われています。その背景には、第一次世界大戦で勝利し、北方海域の豊富な魚の保存、輸送手段のために、オリーブオイルを必要としたことから、小豆島にオリーブが根付き、一気に栽培が進みピーク時の昭和39年には、栽培面積が130ヘクタールにもおよんだそうです。その後、輸入自由化のために、生産は急速に減退したそうですが、平成元年以降、健康志向ブームが賜ったことから、オリーブの復活が始まり、平成15年度にはオリーブ振興特区を受け、企業がオリーブ栽培に参入することができるようになったため、町では苗木の生産や、低価格による配布策を推進して、それまで34ヘクタールの栽培面積を137ヘクタールまで復活させ、一躍山際の耕作放棄地までがオリーブ畑として再生し、遊休地対策の柱となって現在に至っております。小豆島町の地場産業としては400年の伝統を誇る醤油と、そうめん、さらにはつくだ煮が現在も主生産品として、製造業の中核をなしていますが、平成26年度のオリーブ関連の生産額を含めたところの販売総売上高は、273億5,000万円となっています。その主要産業の売上高の品目ごとの内訳は、オリーブが58億1,300万円。そうめんが13億6,000万円。つくだ煮が110億1,500万円。醤油が91億6,200万円となっています。とにかくオリーブ産業については、平成22年度の売上高と比較すると96.8%の増となっており、顕著な成長が続いていますが、そうめんやつくだ煮、醤油産業については、食生活の変化によって、苦戦が強いられているとのことでした。全体的にはオリーブ産業の伸びによって、町全体の主要産業を下支えしているとのことでした。ただし、意外なことにオリーブの原料の約90%以上は外国産に頼っているとの説明に、全員びっくりいたしました。その産業を支える小豆島町全体の従業員数は、平成22年の国勢調査で7,000人程度ということでしたが、主要4産業の就業者全体に占める割合は、約2割となっており、人口減少を緩やかにし、労働力を確保するための政策が今日の大きな課題となっています。そのため町では、平成24年度から小豆島の地場産業である、食品産業が抱える数多くの課題を解決するために、地場産業活性化セミナーを開催しており、そのセミナーの形態も講演会だけでなく、企業との具体的な相談のできるよう個別相談等に重点をおいた研修が積極的に進められておりました。なお、町内企業の研究室職員等が研修会などに参加する際の旅費を援助することによって、新製品の開発や、販路拡大の促進を図り、さらには町内の中小企業が県外で行われる研修会に参加するための交通費についても、旅費の全額

補助を行っております。その他にも新しい産業づくりの一環として、町内に新たに事務所を開設する企業の固定資産税や、設備等による特別償却設備の補助として、3年目までは固定資産税額、4年目は4分の3、5年目は2分の1、6年目は4分の1という割合で、企業誘致分の補助を出しております。また、新たに企業を興す企業家支援分として、事業を行っていない個人、新運営進出する企業に対する企業準備費等の補助として、助成対象経費の2分の1以内、上限500万円、移住者の場合、上乗せ100万円を補助する制度を設けておりました。その他、国内展示会出展補助事業や、小豆島地場産業PR事業、あるいは地場産業競争力強化物流支援事業など、小豆島町における地場産業振興のための手当がなされておりました。一方、小豆島町の農業の実態は、町全体の農地面積が1,098ヘクタールで、そのうちの444ヘクタールが耕作地となっており、現在の基幹的農業従事者数は、238人でそのうち認定農業者が31人、担い手が184人となっています。さらに新規就農者は平成19年から現在まで21人、そのうち移住就農者が8人となっています。現在小豆島町では、農業の再生と復帰を目指して、1次産業の再生に向けた取組が行われていますが、その中でマイナスの要因として、まず島内における鳥獣被害の急増、ちなみに年間700頭のイノシシの捕獲、約880頭のシカの捕獲、約80頭のサルの捕獲と、大変な鳥獣被害がでております。それから担い手の高齢化の問題、農漁業環境の悪化や、漁業資源の減少、さらにはインフラの老朽化等が、第1次産業再生のマイナス要因となっています。一方プラス要因としては、1次産業を見直す機運が芽生えてきていること、新規就農者の増やオリーブの栽培拡大、あるいは集団営農や、直売所の成功例などに期待をもって、1次産業がもつ多面的な機能を維持しながら、産業としての可能性を追求していきたいと、小豆島オリーブトップワンプロジェクト構想を着実に強化推進されている様子をうかがうことができました。今回、瀬戸内海国立公園に浮かぶ離島、香川県小豆島町を視察しましたが、海と山の美しい自然に恵まれた小豆島町は、日本オリーブ発祥の地として、また壺井栄の小説「二十四の瞳」の映画村として、さらには日本最大三大溪谷の一つとして知られている寒霞溪など、すばらしい観光スポットも見学してきましたが、視察を終えて感じたことは、これからの小豆島町は住民と行政がともに協力し合って、まちづくり振興策のオリーブトップワンプロジェクト構想のもとで、それこそ一丸となって研究開発、人材育成、品質の差別化、イメージ戦略等が積極的に導入されて、オリーブライフ小豆島きらりと輝くまちづくりが着実に進出されていくことを期待しながら1泊2日の小豆島視察研修を終えました。以上で平成27年度和水町議会行政視察研修報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） これで、議会運営委員長の報告を終わります。

日程第6 議案第67号 和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第67号「和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 皆様おはようございます。ただいま議題となりました議案第67号

について提案理由を申し上げます。議案第67号、和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように定める。平成27年12月10日提出。和水町長福原秀治であります。

この条例は、地方公共団体の一般職の任期付採用に関する法律。これは平成14年法律第48号でございしますが、この規定に基づきまして、地方公共団体において、条例で定めるところにより、3年または5年の任期を定めて職員を採用することができることとなっております。本町においては、任期を定めた職員の採用を図るために条例を制定するものであります。全国の多くの自治体において高度の専門的知識、経験、あるいは識見を有する者の活用、業務量の増加や住民サービスの提供体制の充実などのために、任期を定めて職員採用を進めております。全国の都道府県と政令指定都市においては、全てこの条例を定めております。市町村においても全国の3分の1で定めている状況にございます。

また熊本県内では、熊本市、熊本県は当然定めておりますし、その他の市町村におきましても4割を超える自治体で、この任期付条例を定めている状況にございます。具体的に御説明を申し上げます。第2条と第3条ですが、まず第2条は、高度の専門的知識、経験等を有する者の採用について定めております。1枚めくっていただいて、第3条では、一定の期間、業務量の増加に伴うものや、サービスの体制、充実のために従事をするもの、の採用について規定をしております。また、第4条では、短時間勤務職員の採用について規定をしているところです。第2条の高度の専門的知識を有する者を、特定任期付職員といいます。第3条の職員、業務量の増加やサービス提供の充実のために採用する職員を、一般任期付職員と称します。第4条によって採用する職員を任期付短時間勤務職員としているところです。第5条、3ページですが、第5条と第6条については、任期の特例と更新について規定しております。第5条で一般任期付職員、それから任期付短時間勤務職員、この任期は原則3年間でございますけれども、特別な事情がある場合については、5年まで延長することができるという規定を設けております。6条については任期を更新できるという規定であります。例えば、一般任期付職員を2年で当初、採用してございましたけれども、その業務、事業がまだまだ解決できないというような場合に、1年間更新をする、というような制度でございます。第7条、第8条は、それらの給料月額について定めております。第7条が、特定任期付職員の給料表です。これは高度な知識、経験、見識を有する者の給料でございまして、4級制を採用しております。それから、第8条が一般任期付職員の給料表で、業務量の増加や、サービス提供等の充実のために採用するという枠ですけれども、これは7号級制を採用しております。この給料表につきましては、近隣自治体との均衡を図る観点から、おおむね合わせているというところでございます。自治体によってそれぞれ独自の給料表を設けております。第9条については、短時間勤務職員、これは31時間未満の勤務をしていただく職員の給与の特例について規定をし、10条以降につきましては、給与条例の適用除外を設けております。11条については、この条例の施行について必要な事項は規則で定めるということにし、この条例がお認めいただけましたならば、規則を定めることとしております。

この条例は、公布の日から施行することといたしているところでございます。

以上、議案第67号、和水町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、その概要、説明等を終わりました。提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第7 議案第68号 和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

○議長（杉本和彰君） 日程第7、議案第68号「和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） はい。議案第68号について提案理由の説明をいたします。議案第68号、和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を次のように定める。平成27年12月10日提出。和水町長福原秀治であります。この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、この番号法の第9条第2項の規定に基づいて、特定個人情報、個人番号を含む個人情報ですけれども、それを役場関係各課で連携できるようにするための条例を制定するものであります。番号法の第9条においては、個人番号の不正利用を防止するために、個人番号の情報を利用できる行政機関等の範囲を限定しております。番号法、第9条第1項においては、社会保障、税、災害対策に関する事務に限定し、第2項におきまして、これらの事務、あるいはこれらに類する事務について、条例で定めることによって、利用ができるということになってます。番号法の施行によりまして、現行では町内連携を、現在もいたしているところではございますけれども、法律の施行によりまして、現行のような情報提供、あるいは交換ができなくなります。したがって、個人番号を利用して、個人情報の町内関係部署の情報提供や連携が、この条例を制定することによって可能になりますように、この条例を整備するものでございます。この条例の施行に関し、必要な事項は別に町長が定めることとし、附則といたしまして、この条例は法番号法の附則第1条第4項に掲げる規定の施行日、つまり28年の1月1日から施行をすることとしております。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第8 議案第69号 和水町税条例等の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第8、議案第69号「和水町税条例等の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） それでは、議案第69号、和水町税条例等の一部を改正する条例

についての提案理由の説明をさせていただきます。和水町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成27年12月10日提出。和水町長福原秀治でございます。この条例改正案の提案理由は、地方税法の一部を改正する法律、平成27年法律第2号の施行に伴い、条例を改正する必要があるためであります。

それでは、改正する概要ですけれども、第1条と第2条の構成であげておりますけれども、第1条による改正は、平成27年度税制改正において納税者の負担軽減と、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、地方税の猶予制度の見直しが行われております。地方税法の改正に伴い、担保徴収などのいくつかの事項が町の条例に委任されております。そこで、本町において条例を定めるにあたりまして、国税の基準を緩和する、若しくは強化する特別な事情もないことから、国税に準拠して規定しているところがございます。第2条による改正は、地方税当局に提出する申告書等の記載に当該申告書等の提出等の個人番号、または法人番号を追加とすることになったため、行うものでございます。それでは中身に入っていきたいと思います。恐れ入りますけれども、条例をお開きください。法律改正に併せて行ったところを中心に説明させていただきたいと思います。

まず1ページ、第8条ですけれども、徴収猶予に係る町の徴収金の分割等に関する規定でございます。第1項で、合理的かつ妥当なものに分割して納付等をさせるものとする。と規定しております。それから、第2項で、分割納付等をさせるためには、当該分割納付の各納付期限ごとの納付金額等を定める。と規定しているところがございます。それから、第9条の徴収猶予の申請手続等に関する規定でございます。

2ページをご覧ください。申請書に定める事項ということで、第1項1号から6号までありますけれども、その1号に一時に納付することができない事情の詳細。第2号に納付すべき町の徴収金の年度、種類、納付期限及び金額。第3号、第4号で当該猶予を受けようとする金額及び期間。第6号に担保の提供を受ける場合の担保の内容。それぞれを規定しているところがございます。それから、なかほどから下のところの徴収猶予申請に添付する書類ですけれども、2項にこれも1号から4号までございますが、1号に事実を証する書類。2号に資産及び負債の状況を明らかにする書類。3号で実績及び今後の見込みの収支の状況。第4号に担保に関する書類と規定しているところがございます。それから、3ページをお開きください。下の方になりますけれども、第11条に第1項で換価猶予の申請期限は納付期限から6カ月以内としております。

4ページをお開きください。11条の7項ですけれども、真ん中ほどですが、申請書に不備があった場合の訂正期限は通知を受けた日から20日以内にとすると。それから、第12条に担保を徴する必要がない場合、ということで猶予に係る金額が100万円以下、あるいは徴収猶予期間が3カ月以内、若しくは特別な事情がある場合は不徴収ということになります。それから、18条中の略称規定とか、23条とか、56条はこの条例改正とか、国の独立行政法人の機構改革に伴う形式的な改正でございます。

続きまして、4ページの一番下のところになりますけれども、第2条は和水町税条例等の一部を改正する条例（平成27年和水町条例第15号）の一部改正でございます。こちらにつきましては、

恐れ入りますけれども、新旧対照表をご覧ください。平成27年和水町条例第15号において改正した条例の中で、第1条中の第2条第3号及び第4号に規定したものを削るということになります。新旧対照表は9ページになります。それから、中略の後の9ページの第36条の2第8項中の件、それから第63条の2第1項第1号及び次のページの第89条第2項第2号、第139条の3の第1項及び第149条の第1項については下線部分の記述を追加しているところでございます。それではまた、恐れ入りますけれども、改め分の改正分の5ページをご覧ください。施行期日ですけれども、第1条で、この条例は平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行するということで、第2条に関しては実質的には28年1月1日から施行するということになります。

以上で、議案69号和水町税条例等の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第9 議案第70号 和水町下水道条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第9、議案第70号「和水町下水道条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） おはようございます。それでは、ただいまの議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。議案第70号、和水町下水道条例の一部改正について。和水町下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年12月10日提出。和水町長福原秀治でございます。

和水町下水道条例の一部を改正する条例、和水町下水道条例平成18年和水町条例第135号の一部を次のように改正する。第18条第1項第10号中0.3ミリグラム以下を0.1ミリグラム以下に改める。第42条中下水道法施行令、昭和34年政令第147号第17条の3を下水道法施行令、昭和34年政令第147号第17条の2に改める。附則、この条例は公布の日から施行する。提案理由といたしましては、下水道法施行令第9条の4及び第17条の改正に伴いまして、下水道条例を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。詳細につきましては、次のページにございます、新旧対照表をご覧くださいと思いますが、下水道条例における除外施設の設置において、第18条の1項第10号でトリクロロエチレンの排水基準が強化されたことによる基準値の改正でございます。それから、下水道条例の占用許可の基準の中で、引用法の下水道法施行令でございますが、条文、条項が改められたことによります改正ということになります。

以上、議案第70号、和水町下水道条例の一部改正について、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第10 議案第71号 平成27年度和水町一般会計補正予算（第6号）

○議長（杉本和彰君） 日程第10、議案第71号「平成27年度和水町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（高木洋一郎君） ただいま議題となりました、議案第71号、平成27年度和水町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

お手持ちの予算書、失礼、第71号の予算書の見開きをお開きいただきたいと思います。平成27年度和水町一般会計補正予算（第6号）。平成27年度和水町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,918万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,424万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。第2条、地方債の追加及び変更は「第2表 地方債補正」による。平成27年12月10日提出。和水町長福原秀治であります。「第1表 歳入歳出予算の補正」について若干、説明しにこうございますので、資料として添付しております事項別明細書、ページ数で申し上げますと、10ページから御説明申し上げます。10ページは歳入についてであります。主なものを説明いたします。

まず、10款1項1目地方交付税であります、1億4,110万円を追加いたします。これは普通地方交付税の交付額が決定したことによる追加補正であります。総額で33億4,110万円になります。それから、12款2項1目民生費負担金の1,080万9,000円の減額であります。これは子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、保育料の算定方法等が変更になったことに伴う保護者負担金の減額でございます。

14款1項1目の民生費国庫負担金2,036万7,000円の追加です。これの主なものは、3節の児童福祉費負担金1,790万5,000円ですが、これも同じく子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、保育所等への給付単価の変更による増額補正でございます。

11ページをご覧ください。14款2項1目総務費国庫補助金に1,611万3,000円を追加します。第1節の市町村合併推進体制整備補助金、こちらに1,143万9,000円の追加でございますが、これは当会場、議場の音響設備システムの改修と、本庁の玄関横に障害者カーポートを設置いたしました。この費用にあてるために当該この補助金を活用するものであります。15款1項2目民生費県負担金1,018万2,000円の追加でございます。これも3節で895万2,000円の追加ですが、これも先ほどから申し上げております、子ども・子育て支援法の施行によりまして、負担金等々の変更による増額補正でございます。続きまして、12ページをお開きください。

15款3項1目の総務費委託金723万8,000円ですが、これは来年3月27日執行予定の熊本県知事選挙に伴う県の委託金でございます。

18款1項3目介護保険事業会計繰入金1,603万9,000円の追加でございますが、これは介護保険事業会計の平成26年度の決算に伴いまして、一般会計に繰り入れるものでございます。

19款1項1目の繰越金1億4,967万円の減額ですが、これは歳入調整によるものであります。

次に、20款5項2目の雑入768万4,000円の追加でございますが、大きな750万円につきましては、

菊水西小学校の屋根の台風被害に対する保険金であります。

次のページ13ページをご覧ください。21款 1 項 6 目の教育債、これは2,730万円の追加でありまして、菊水区域学校施設耐震改修事業に伴うものでございます。これは合併特例債を予定しているところです。それから同じく 9 目の臨時財政対策債188万8,000円の追加でございしますが、臨時財政対策債の許可額が決定したことによる追加補正でございします。以上歳入について御説明いたしました。

続きまして、歳出の主なものについて説明をいたします。まず人件費、給料、手当、共済費等々でございしますが、これにつきましては、当初予算編成後の人事異動や昇格等によるものでありますので、説明を割愛させていただきます。

14ページの 2 款 1 項 5 目財産管理費これは財源組替でございします。歳入の折にも御説明申し上げましたが、合併推進体制整備補助金を活用することから、1,443万9,000円を一般財源から国庫補助金に組み替えるものであります。先ほど申しました議場の音響システム改修と玄関横の障害者用カーポートでございします。同じページの 8 目電子計算費925万3,000円の追加でございします。これはマイナンバー制度の施行に伴いまして、電子計算機機器、あるいは通信機器等の更新委託料でございします。この909万1,000円が主なものでございします。

15ページをご覧ください。2 款 2 項 1 目選挙管理委員会費105万7,000円の追加につきましては、公職選挙法の改正に伴いまして、来年の 6 月19日から選挙権年齢が18歳に引き下げられます。それに伴う選挙システムの改修委託料であります。2分の1が国庫補助であります。適用については次回の参議院選挙から適用されるものでございします。18歳の選挙権引き下げにつきましては。また 5 目の県知事選挙費は歳入の折にも申し上げましたが、3月27日に執行予定の熊本県知事選挙に伴う経費723万8,000円を追加するもので、全額県の委託料でございします。16ページをお開きください。

3 款 1 項 2 目の高齢者福祉費1,168万8,000円の減額は介護保険事業会計への繰出金を減額するものでございします。17ページをご覧ください。3 款 2 項 1 目の児童福祉総務費373万7,000円の減額の主な理由は、先ほど申し上げました子ども・子育て法に伴う給付単価ですとか、保育料算定等々の変更に伴う減額でございします。18ページをお開きください。6 款 1 項 5 目果樹園芸振興費40万6,000円の追加です。これは台風15号による施設園芸農家への緊急支援対策でございします。

それから 6 款 2 項 2 目の林業振興費に146万8,000円の追加でございします。工事請負費については日平蜻浦の二つの林道の維持工事。19款のたけのこ竹林生産支援事業補助金、これは 4 地区の申請がございまして、その補助金でございします。県の補助金でございします。19ページをご覧ください。8 款 1 項 1 目の道路維持費1,130万円の追加はこれも 8 月下旬の台風15号による被害復旧にかかるものでございします。

同じページの 9 款 1 項 3 目の消防設備費550万円の減額ですが、これは国の補助金の申請をいたしておりましたが、不採択となってしまいました。したがって、その事業を減額するものでございします。20ページをお開きください。10款 1 項 2 目事務局費2,550万2,000円を追加いたします。そのうち13節の委託料2,880万2,000円は菊水地区小中学校の耐震補強のための設計監理委託

料でございます。

10款2項の小学校費の1目学校管理費の15節工事請負費であります。2,059万6,000円の追加をお願いしております。これも台風15号による菊水西小学校の校舎の屋根の被害を復旧するための工事等でございます。21ページをご覧ください。11款1項3目の林業施設災害復旧費400万円の追加をお願いしております。これは上岩にございます間伐作業道の災害復旧です。次の22ページをお開きください。同じく11款2項の公共土木の1目災害総務費820万の追加です。これも台風15号による18件の道路や河川等の小災害の復旧費であります。2目の公共土木施設災害復旧費532万7,000円の追加をお願いいたします。これも台風15号によります蜻浦川の河川災害の復旧を予定しているところでございます。梅雨期から特に台風15号による災害復旧につきましては文化財、学校施設、農業、林業道路河川等々の復旧をさせていただくということで、合計で約4,860万円程度の予算を計上させていただいております。次に第2表地方債の補正について御説明いたします。恐れ入ります、6ページまでお戻りをいただきたいと思います。第2表の地方債補正であります。まず追加から御説明申し上げます。追加は菊水区域学校耐震改修事業の財源といたしまして、合併特例債2,730万円追加をお願いするものです。当該起債の充当先は、耐震改修事業費2,880万2,000円のところでございます。次のページの変更でございます。臨時財政対策債、これは歳入のところでも説明いたしましたけれども、2,369万9,700円に188万8,000円を追加いたしまして、補正後は2億3,888万5,000円に変更するものです。これは今年度の臨財債の額が決定したことによる変更でございます。

以上、主なものにつきまして、御説明をさせていただきました。平成27年度和水町一般会計補正予算（第6号）についてその概要を説明させていただきました。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）　しばらく休憩します。

休憩　午前11時11分

再開　午前11時25分

○議長（杉本和彰君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11　議案第72号　平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君）　日程第11、議案第72号「平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務住民課長　山下　仁君

○税務住民課長（山下　仁君）　それでは、議案第72号、平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をします。

まず、お開きください。裏面を見てください。歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ159万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億432

万8,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年12月10日提出。和水町長福原秀治でございます。今回の補正の概要は職員の人件費、後期高齢者支援金並びに受診勧奨用の切手代を補正するものでございます。

8ページをお開きください。歳出になります。1款総務費の1目の一般管理費ですけれども、右の方に2節一般職給料8,000円、3節職員手当等の中で退職手当組合負担金が61万9,000円及び4節の一般共済組合負担金59万5,000円、合わせまして122万2,000円の補正です。この補正は職員の昇格等によるものでございます。それから、2款の保険給付費の1目の一般被保険者療養給付費でございますけれども、これはあとで歳入の方で申し上げますが、第三者関係の交付金が入ってきたということで、財源の組み替えでございます。

それから、3款後期高齢者支援金等の中の1目の後期高齢者支援金ですけれども、19節後期高齢者支援金28万7,000円の補正です。この補正は、後期高齢者支援金が1億7,007万8,000円に決定したことに伴い補正するものでございます。

それから、一番下の8の保健事業ですけれども、役務費でございますけれども、これは特定健診の受診を勧奨するための通信運搬費の切手代ということです。

それでは1ページに戻りまして、7ページをお開きください。9の繰入金ですが、一般会計からの繰入金で、先ほど歳出の方で申し上げました人件費にあてる繰入金で122万2,000円でございます。それから同じく9款になりますけれども、今度は基金繰入金ですけれども当初予算で7,800万円計上しておりましたけれども、100万円の減額ということです。

それから10款の繰越金ですけれども、これも当初予算で5,000万あまりしておりましたけれども、繰越金が少なかったということで、1,656万1,000円の減額です。

それから、11款の諸収入で2点ありますが、1点目が右の方に書いてありますけれども、一般被保険者第三者納付金ということで、750万ということで、これは国保連合会に求償行為をお願いしてありまして、その額が確定しましたので、そこにあげました。

それから雑入の1,043万ですけれども、これは国保連合会において審査手数料関係の負担金がありましたけれども、21年度から25年度までの取り扱いが国の指導により変更になったということで、その件数に応じて我が町には1,043万円返還されることになったものでございます。ちなみに正月末に振り込んでもらうことになっております。

以上で、議案第72号、平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第12 議案第73号 平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第12、議案第73号「平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） ただいま議題となりました、議案第73号、平成27年度和水町介

介護保険事業会計補正予算書の提案理由の説明を申し上げます。予算書の表紙の裏面をご覧ください。

平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）、平成27年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ408万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出、それぞれ15億9,240万4,000円とするものです。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年12月10日提出。和水町長福原秀治でございます。

補正予算書の中身を説明します前に、今回の補正の概要を申しますと歳出予算の約96%程度を占めます介護給付費につきまして、当初予算では給付金の総額を15億3,237万2,000円と見込んでおりましたが、10月までの支払いの状況から年間の実績見込みの、8,465万円減の14億4,772万9,000円と見込んだことから、この介護給付費の減額補正とこれに伴います歳入の国、支払基金、県、町からの交付金も減額補正しております。

また、平成26年度決算に伴います国、県、町からの交付金の精算によるそれぞれの返還金の補正を行っております。それでは、補正の内容につきまして歳入から主なものを説明申し上げます。

予算書5ページをお願いします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金を1,309万7,000円減額し、2億5,560万6,000円とするものです。その内訳は、現年度分介護給付費負担金を1,309万7,000円減額しております。これは介護給付費見込額減額によります国庫負担金の減額補正となります。国庫負担金は各種サービスの介護給付費の施設分に対して15%、その他分に対して20%交付されることとなっております。次に、同じく国庫支出金の2項、国庫補助金のところですが、1目調整交付金を669万2,000円減額し、1億3,535万9,000円とするものです。その内訳は現年度分、調整交付金を669万2,000円減額しております。これも介護給付費見込額の減額によります、調整交付金の減額補正となります。調整交付金につきましては、介護給付費の9.35%交付されることとなっております。

次に、4款支払基金交付金のところですが、1項支払基金交付金、1目介護給付交付金を2,370万2,000円減額し、4億740万円とするものです。その内訳は現年度分介護給付交付金を2,370万2,000円減額しております。これも介護給付金見込額の減額によります支払基金からの交付金の減額となります。支払基金交付金からの交付金の率は介護給付費の28%が交付されることとなっております。

次に、5款県支出金のところですが、1項県負担金、1目介護給付負担金を1,441万3,000円減額し、2億1,490万6,000円とするものです。その内訳は、現年度分介護給付費負担金を1,441万3,000円減額しております。これも介護給付費見込額の減額によります県負担金の減額補正となります。県負担金は各種サービスの介護給付費の施設分に対して17.5%、その他分に対して12.5%が交付されることとなっております。

次に、7款繰入金のところですが、1項一般会計繰入金の1目介護給付費繰入金及び4目のその他一般会計繰入金、合わせて1,168万8,000円減額し2億2,421万9,000円としております。その

内訳としまして、現年度分介護給付費繰入金1,058万2,000円及び事務費繰入金、110万6,000円の減額補正となります。介護給付費繰入金につきましては、介護給付費見込額の減額によりまず一般会計からの繰入金の減額となります。一般会計からの繰入金は介護給付費の12.5%を繰り入れることとなっております。

また、事務費繰入金につきましては、職員の人件費及びシステム改修費の繰入金による減額となります。

次に6ページをお願いします。8款の繰越金のところですが、1項繰越金、1目繰越金を6,542万6,000円追加し、8,888万5,000円とするものです。これは前年度繰越金を6,542万6,000円増額しております。これにつきましては、歳入の財源調整による増額補正となります。以上が歳入の主な補正となります。

続きまして、歳出の主なものを説明いたします。予算書の7ページをご覧ください。2款介護給付費のところですが、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費を240万円減額し、5億681万2,000円とするものです。その内訳としまして、介護サービス給付費を240万円減額補正しております。これは居宅介護サービス給付費の各種サービスについて、当初見込みより利用者数及び利用単価の増減による実績見込額に伴います補正となり、トータルで240万円の減額補正をしております。ちなみに各種サービスの増額になる分を申しますと、訪問介護、訪問リハビリ、通所介護、福祉用具貸与が増額になりまして、減額になるのが、訪問入浴介護、訪問看護、短期移入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護が増額となっております。

次に、同じく介護給付費の介護サービス等諸費の5目施設介護サービス給付費のところですが、7,000万円減額し、6億1,090万4,000円とするものです。その内訳は施設介護サービス給付費を7,000万円の減額補正となります。これは施設介護サービス給付費、いわゆる介護サービス施設といいますが、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、療養型医療施設の各種の施設の当初の利用者見込数より、減少見込になるということで補正をしまして、トータルで7,000万円の減額補正とするものです。ちなみに介護老人福祉施設分を3,500万円減額、介護老人保健施設分を3,000万円減額、介護療養型医療施設を500万円減額するものでございます。

次に、同じく介護給付費の介護予防サービス等諸費のところですが、1目介護予防サービス給付費を710万円減額し5,987万2,000円とするものです。その内訳は、介護予防サービス給付費、710万円の減額補正となります。これは要支援の方が利用される各種介護予防サービスの給付費について、当初見込みより利用者数、利用単価の増減による実績見込に伴う補正となりトータルで710万円の減額補正をするものです。ちなみに各種サービスの増額になるサービスが介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防訪問入浴介護が増額になり、減額になるのが介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防特定入居者生活介護が増額となります。

次のページ、8ページをお願いします。同じく2款介護給付費の4項の高額介護サービス費等のところですが、1目高額介護サービス費を300万円減額し、2,908万7,000円とするものです。その内訳は高額介護サービス費等300万円の減額補正となります。これは高額介護サービス給付費の該当件数が当初見込みより減少見込のための減額補正となります。

次に、7 款の諸支出金のところですが、1 項償還金、2 目償還金を6,555万1,000円増額し、6,602万円とするものです。その内訳は23節償還金、利子及び割引料の返還金6,555万1,000円の増額補正となります。これは、平成26年度に国、県から介護給付費及び地域支援事業分に対する交付金として受け入れた額に対し26年度の決算に伴います所要額が下回ったことによる国、県への返還金を補正するもので、国分が3,353万9,000円、県分が3,201万円程度の返還金となります。

次に、同じく諸支出金の2 項繰出金のところですが、1 目繰出金を1,603万9,000円増額し、1,640万円とするものです。その内訳は28節繰出金の一般会計繰出金1,603万9,000円の増額補正となります。これも平成26年度の一般会計からの介護給付費、地域支援事業分及び事務費に対する繰入金として受け入れた額に対し、26年度の決算に伴う所要額が下回ったことによる一般会計への返還金を補正するものです。介護給付費分が1,091万7,000円、地域支援事業分が55万5,000円、事務費分が456万6,000円程度の返還金となっております。

以上で、歳出の主な補正の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。議案第73号、平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明とさせていただきます。

日程第13 議案第74号 平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第13、議案第74号「平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） 議案第74号、平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明をいたします。議案の裏面をご覧ください。平成27年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,575万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。でございます。

まず、歳入について説明いたしたいと思います。5 ページをご覧くださいと思います。1 款サービス収入、1 項介護給付費、2 目居宅介護サービス費収入を60万円増額補正しまして、総額を4,677万2,000円とするものです。これは今年4月1日より国の介護職員処遇改善加算制度の拡充によりまして、デイサービスセンターでの加算割合が1.9から2.2%に増額になったことにより、0.3%増額実分の加算相当額でございます。

次に、7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金を202万1,000円減額補正しまして、総額を930万6,000円とするものでございます。これは前年度繰越金を歳入財源として調整するものでございます。歳出について説明いたします。6 ページをご覧ください。1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費202万2,000円を減額補正いたしまして4億5,581万4,000円とするものです。内訳でございますけれども、2 節の給料減額319万9,000円、3 節職員手当等39万3,000円の増、7 節賃金の6 万

3,000円、これにつきましては、職員の異動及び退職にかかる新規雇用分、それと人員不足を補うための時間外勤務及び賃金でございます。13節委託料35万9,000円これは、特養周辺に台風15号によります、風倒木があります。建物には被害はございませんでしたけれども、予防する意味とか倒木分についての撤去費用でございます。18節備品購入費36万2,000円、調理用カッターの購入、新規購入分でございます。修繕できませんので更新分でございます。2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費60万1,000円を増額補正いたしまして、3,556万3,000円とするものです。内訳は、4節の共済費を50万円減額、7節の賃金を73万円のうち13万円、9節旅費、3万5,000円につきましては、人事異動による増減でございます。

なお、7節に言いました賃金73万円のうち、60万円につきましては、介護職員処遇改善費用でございます。11節需用費、33万6,000円はデイサービスセンター送迎車2台の物損と故障の修繕料でございます。以上で、議案第74号、平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第14 議案第75号 平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第14、議案第75号「平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） ただいまの議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。表紙の裏面をご覧くださいと思います。平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）、平成27年度和水町の簡易水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正第2条地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成27年12月10日提出。和水町長福原秀治でございます。

1ページをご覧くださいと思います。本年度配水管布設工事に伴います、3款の国庫補助金を事業費の3分の1を見込んでおりまして、833万を予定しておりましたけれども、内示額が762万9,000円となり、70万4,000円の減となっております。このことによりまして5款の一般会計繰入金を529万6,000円減額いたしまして、8款町債を600万円増額し、財源の組み替えを行ったものでございます。

以上、議案第75号、平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算につきまして、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第15 議案第76号 平成27年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第15、議案第76号「平成27年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） それでは、議案第76号の提案理由の説明を申し上げます。表紙裏面をご覧くださいと思います。

平成27年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）、平成27年度和水町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,383万1,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年12月10日提出。和水町長福原秀治でございます。

はじめに歳出のほうから説明いたします。最終の6ページをご覧くださいと思います。1目一般管理費、19節の負担金補助及び交付金で56万9,000円を増額しております。内容につきましては、下水道接続向上を目的としました熊本県の交付要綱に合わせ、町の助成金交付要綱に定めました助成金申請のため56万9,000円の増額を計上したものでございます。本年度6件の見込みでありましたが、現時点で11件の申請がっております。次に歳入について御説明いたします。前ページ5ページですけれども、歳入につきましては、下水道の接続に伴いまして発生いたします使用料として1目下水道使用料、1節下水道使用料で28万5,000円を計上しております。また、県の下水道接続向上に伴う補助として1目総務費、県補助金の生活排水適正処理重点推進事業補助金28万4,000円を計上し、合計の56万9,000円の補正をお願いするものでございます。

以上、議案第76号、和水町下水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第77号 平成27年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第16、議案第77号「平成27年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） ただいまの議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。表紙の裏面をご覧くださいと思います。平成27年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）、平成27年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,283万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億558万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。平成27年12月10日提出。和水町長福原秀治でございます。

歳出の方から御説明申し上げます。7ページをお願いいたします。今回の主な補正でございますけれども、1目特定地域生活排水処理事業管理費の15節工事請負費で、1,209万円の増額でございます。工事請負費につきましては、年度当初20基の設置を想定しておりまして3,198万1,000円の予算化をお願いしておりました。しかし本年これまでに、21基の設置を行いまして追加の申請が7基っております。そのために補正をお願いするものでございます。

次に歳入でございます。6ページをお願いいたします。歳入につきましては、新規の設置に伴う分担金及び負担金として、1目1節の生活排水処理事業費負担金160万円を増額。同じく1目1節の増嵩経費負担金34万円の増。それから3款の国庫支出金として1目1節の生活排水処理事業国庫補助金を302万3,000円の増。それから6款繰越金におきまして、1節前年度繰越金を87万2,000円を増額しております。また、最後になりますが、8款町債の1目衛生費、1節下水道事業債といたしまして700万の増額をお願いするものでございます。いずれにいたしましても本年度追加の要望がございましたことに対します増額補正となっております。

以上、議案第77号、平成27年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を終わります。以上よろしくをお願いいたします。

日程第17 議案78号 平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第17、議案78号「平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） それでは、議案78号、平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をします。めくって裏面を見てください。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出をそれぞれ1万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,567万4,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年12月10日提出。和水町長福原秀治でございます。

補正の概要は、職員の昇格等により給料及び退職手当、組合負担金等を増額補正するものでございます。それでは、歳出から申し上げます。6ページをご覧ください。総務費の1目の一般管理費でございますけれども、人件費の給料及び職員手当等を合わせて1万1,000円を補正するものでございます。それから1枚戻っていただきまして5ページをご覧ください。財源は前年度からの繰越金で補います。

以上で、議案第78号、平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第18 議案第79号 平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第18、議案第79号「平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 堤 一徳君

○町立病院事務部長（堤 一徳君） それではただいま議題となりました、議案第79号、平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお開きください。第2条、平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算第3

条に定めた収益的収入及び支出の予定額について次のとおり補正をお願いするものです。収入から説明いたします。第1款病院事業収益のうち、第1項事業収益を723万9,000円増額し、8億3,329万7,000円とし、病院事業収益を9億9,487万8,000円とお願いしています。

次に支出ですが、第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用を365万9,000円増額し9億2,749万6,000円に、第3項健康管理センター費用を20万2,000円増額し1,292万1,000円に、第4項居宅介護支援事業費用を407万5,000円増額し2,107万5,000円に、第5項訪問看護事業費用を69万7,000円増額し2,406万6,000円とし、病院事業費用として差し引き723万9,000円増額の9億9,487万8,000円とお願いするものです。次に議会の議決を得なければ運用することができない経費の補正といたしまして、第3条で予算書の第7条中に定めた経費の金額を次のように改めるということで、職員給与額を723万9,000円増額し、6億7,891万1,000円とお願いするものです。2ページは収入計画を、3ページに支出計画を計上しています。4ページから9ページまでは人件費の補正をお願いしていますので、給与費明細になります。10ページから12ページは収入支出の説明をつけております。今回は人件費の補正ですので簡単でございますが、以上で議案第79号、国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を終わります。以上でよろしく申し上げます。

日程第19 議案第80号 財産無償貸与について（旧緑小学校）

日程第20 議案第81号 財産無償貸与について（旧緑小学校）

日程第21 議案第82号 財産無償貸与について（旧緑小学校）

○議長（杉本和彰君） 日程第19、議案第80号から日程第21、議案第82号までの「財産の無償貸与について」を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） それでは、ただいまありました議案第80号から82号まで一括提案を行いたいと思います。議案第80号、財産の無償貸与について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて議会の議決を求めるものでございます。平成27年12月10日提出。和水町長福原秀治。

1、無償で貸付ける財産。旧緑小学校でございます。土地所在地・地番でございます。和水町板楠2982番地1。地籍11,280㎡うち1,242㎡でございます。建物所在地も同地番でございます。構造鉄筋コンクリート、建築面積等B棟の1階67.5平米でございます。図工工作室でございます。

2、無償貸与の相手方。熊本県玉名郡和水町板楠2860番地の6。なごみサポート株式会社、代表取締役池上朱美。

3、無償貸与の目的。通常の事業所に雇用されることが困難な障害者の就労の場として活用することで、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する。また、地域の団体との交流を求め進めさまざまな活動を通して、まちづくりの貢献が期待できるため、無償貸与とする。

4、無償貸付の条件。目的以外の使用に供してはならない。貸付の期間、平成28年1月1日か

ら平成31年10月31日まででございます。

提案理由でございます。当該物件は、株式会社果実堂と平成27年2月1日から平成31年10月31日までの公有財産土地建物の使用貸借契約書を締結していたものでございます。しかしながら、当初の計画よりも各事業の規模が拡大したため、株式会社果実堂への財産の無償貸与の取り消しを行い、より特色を活かし自由度を高めた活動を進めるために各事業者と契約をするものであります。

続きまして、81号でございます。場所等に同じでございます、2の無償貸与の相手方。熊本県玉名郡和水町平野1255番地の2、特定非営利活動法人、熊本スローワーク・スクール代表者入江真之。無償貸与の目的、発達障害などのハンディキャップを持つ若年者の不登校などで、適切な学習及び社会的教育を逸した子どもたちの社会参加と自立を目的とした支援活動の場として活用するものであります。また、地域の団体との交流を進め、さまざまな活動を通してまちづくりの貢献ができるため、無償貸与とする。

4、5は一緒でございます。6の提案理由も同じでございます。

続きまして、82号でございます。場所も一緒でございます。建物の建築面積等の貸付の場所ですけれども、B棟の1階の135平米でございます。給食棟でございます。給食棟は木造とその他の建物でございます。無償貸与の相手方でございます。熊本県玉名郡和水町山十町813番地、アジル株式会社取締役竹下優子。

3、無償貸与の目的。和水町の農産物を利用した筍ボイルや漬物加工所として活用し、農産物の和水ブランド化の開発も行うということでございます。また、地元雇用も含め地域の団体との交流を進め、さまざまな活動を通して、まちづくりの貢献ができるために無償貸与とするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議いただきまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第22 議案第83号 新町建設計画の変更について

○議長（杉本和彰君） 日程第22、議案第83号「新町建設計画の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） それでは、議案第83号の新町建設計画の変更についての提案理由の説明をいたします。新町建設計画を別紙のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成27年12月10日提出。和水町長福原秀治。

提案理由、東日本大震災による被害を受けた合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特別債の発行可能期間が延長されたことから、菊水三加和合併協議会において策定した新町建設計画の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。これがこの議案を提出する理由であります。

新旧対照表の方をお願いいたします。これが平成32年までの延長になりまして、15年間となりました関係で5年間の延長の変更でございます。人口等の数字につきましての計画が動きまして当初人口が1万463人でありましたけれども、人口減少に伴いまして32年の総人口は9,899人と変更をいたしたいと思っているところでございます。32年度に高齢者の割合が42%に増加するというふうに予測をいたしております。

第3章、新町建設の基本方針主要指標の見通しでございますけれども、当初平成27年までの人口の1万1,000人が、32年の目標人口を1万人と変更を計画いたしております。0歳から14歳までは900人、15歳から64歳までが4,900人、65歳以上が4,200人ということで計画を変更いたしております。次のページをお願いいたします。新町建設計画の基本方針主要指標の見通しでございますけれども、就業者数を当初27年までしておりますけれども、32年までの増減等につきましては、左の変更後の数字に変更計画を行いたいというふうに思っております。

第4章の基本施策の中で、「明日を拓く人材が育つまち」でございますけれども、その中の郷土を担う人材の育成の保育・教育施設の整備の中の括弧の除却を含むというのを追加いたしております。それは、旧学校跡地のプール等の解体等を計画をいたしております。

第4章の基本施策の方向でございますけれども、変更前が旧新幹線玉名駅また新大牟田駅の仮称でありましたけれども、もう現在は九州新幹線の新玉名駅と新大牟田駅ができておりますので仮称を省いております。それと、循環バスの公共交通の充実を図るということで、循環バスにしておりますけれども、変更後は循環バスまたはバスや乗り合いタクシーを追加しております。

次のページをお願いいたします。第5章、新町における熊本県事業の推進ということでございます。変更前が熊本県では総合計画と書いてありますけど、変更後は「平成12年6月に策定した」を追加を入れております。それと追加の方が下の方の「県では2町の合併により」とありますのを、さらに「平成24年6月に新たな県の取組みの基本方針として策定した幸せ実感くまもと4カ年戦略」等のアンダーラインが入っているところを追加しております。

第7章の財政計画でございますけれども、「平成32年度までの15年間」ということで改めております。追加が「平成18年度から平成26年までは決算額であり、平成27年度以降については」ということを改めております。それと下の方の2ですけれども、「国・県の支援、合併市町村補助金」でございますけれども、これは削除をいたしております。これは5年間延長されましたけれども、新町建設計画では数字等を明確にする必要がないため、全部削除をいたしております。あとは財政計画の変更でございます。26年までが決算額の実績でございます、27年から32年までは予測をたてて計上をいたしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議いただきまして、御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

日程第23 議案第84号 字の区域の変更について

○議長（杉本和彰君） 日程第23、議案第84号「字の区域の変更について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総合支所長 有富孝一君

○総合支所長（有富孝一君） 議案第84号、字の区域の変更について提案理由の説明を申し上げます。地方自治法第260条第1項の規定により和水町の字の区域を次のとおり変更するものとする。平成27年12月10日提出。和水町長福原秀治でございます。

県営中山間総合整備事業和水東部地区の実施に伴いまして、岡工区の圃場整備にかかるものですけれども、表に示しておりますとおり、大字上板楠字岡1910の1を大字板楠字門出に、大字上板楠字門出の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部を、大字板楠字門出に、大字板楠字門出の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部を、大字上板楠字門出にそれぞれ変更するものでございまして、次のページ以降に字区域変更図を添付しているところでございます。和水町の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を得る必要があるということで、これが提案の理由でございます。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第24 議案第85号 負担付き寄附の受け入れについて

○議長（杉本和彰君） 日程第24、議案第85号「負担付き寄附の受け入れについて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 豊後正弘君

○社会教育課長（豊後正弘君） 議案第85号、負担付き寄附の受け入れについて提案理由の説明を申し上げます。城北製絲株式会社、取締役社長長野和男氏から、次のとおり負担付きの寄附の申し出がありましたので、これを受け入れることにつき、地方自治法第96条第1項第9号の規定によりまして、議会の議決を得る必要がございますので今回提案しております。提案理由といたしまして、城北製絲跡地の記念碑建立につきまして、地元大江田区長及び菊水史談会会長の連名で陳情書が提出されまして、議会総務文教常任委員会で協議検討されました結果、陳情書について議会で採択されました。その後、城北製絲株式会社の長野和男取締役社長にその旨の説明を行った結果、趣旨に賛同されまして土地寄附の申し出がございました。次に内容について説明いたします。

1の寄附物件、住所が和水町藤田字前畑5番2、宅地198.34平方メートル、敷地の北東側一角に、これは県道沿いがございます、約60坪ございます。

2の寄附目的、城北製絲跡記念碑の建立用地として城北製絲は大正から昭和にかけまして、町の中心的な産業を担い地域の発展にも貢献されましたことに記念碑を建て、後世へ残していかなければならないと考えます。

3の寄附条件、上記記念碑を建立すること。まず、土地は町で取得いたしまして、記念碑の建設につきましては、関係者等でその記念碑の内容、費用、実施時期等を検討いたしまして事業を推進していきたいと考えております。平成27年12月10日提出。福原秀治。

以上で、議案第85号、負担付き寄附の受け入れについて提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第25 陳情等の常任委員会付託について

○議長（杉本和彰君） 日程第25、陳情等の常任委員会付託につきましては、陳情等文書受付一覧表のとおり、所管の委員会に付託しましたので報告します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日11日の一般質問は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後0時26分